

# — W—V P N利用規約 —

ソフトバンク株式会社  
 ウィルコム沖縄株式会社  
 2020年3月1日現在

## (規約の適用)

- 第1条 ソフトバンク株式会社および株式会社ウィルコム沖縄(以下「当社」といいます。)は、W—V P N利用規約(以下「本規約」といいます。)を定め、これによりW—V P Nサービス(以下「本サービス」といいます。)(当社が、規約以外の提供条件を定め、それにより提供するものを除きます。)を提供します。
- 2 本規約は、平成29年6月30日において、本規約に基づいて本サービスの提供を受けるための契約を締結している者に限り適用します。

## (規約の変更)

- 第2条 当社は、この規約を変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は、変更後の規約によります。

## (規約の掲示)

- 第3条 当社は、この規約をインターネット又はサービス取扱所において掲示します。

## (用語の定義)

- 第4条 この規約においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
1 電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電気的設備
2 電気通信サービス	電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること
3 通話	おおむね3キロヘルツの帯域の音声その他の音響を電気通信回線を通じて送り、又は受ける通信
4 ワイモバイル通信サービス	当社が提供するPHSサービス
5 PHS網	ワイモバイル通信サービス契約約款(PHSサービス編)、ウィルコム通信サービス契約約款又はウィルコム3Gサービス契約約款(株式会社ウィルコム沖縄が規定する各約款を含みます。以下「約款」といいます。)に規定するワイモバイル通信サービスに供することを目的として伝送交換を行うための電気通信回線設備(送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの附属設備をいいます。)

6 W-VPNサービス	PHS網と契約者がW-VPNサービスの利用に先立って設置し、かつ、当社が別に定める基準に合致する構内交換設備（以下「構内交換設備」といいます。）により構成される自営電気通信設備を契約者回線にて接続することにより、契約者回線とPHS契約者回線との間の通話（契約者回線に着信する通話については、W-VPN番号が登録されているPHS契約者回線からの発信に限ります。）を可能とする当社が提供する電気通信サービスをいいます。
7 W-VPN番号	PHS契約者回線を識別するために当社の基準に則り契約者が指定した番号
8 サービス取扱所	W-VPNサービスに関する業務を行う当社の事業所（当社の委託によりW-VPNサービスに関する契約事務等を行う者の事業所を含みます。）であって、相当する業務内容に応じて当社が指定する事業所
9 W-VPN契約	当社からW-VPNサービスの提供を受けるための契約
10 契約者	当社とW-VPN契約を締結している者
11 契約者回線	当社が設置する電気通信設備と構内交換設備との間に設置されるBRI回線又はPRI回線
12 PHS契約者回線	約款に規定する当社が別に定める契約者回線等
13 端末設備	契約者回線の一端に接続される電気通信設備であって、1の部分の設置の場所が他の部分の設置の場所と同一の構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は同一の建物内であるもの
14 自営端末設備	当社が提供する端末設備以外の端末設備（当社が別に定めるところにより売切りとした端末設備を含みます。）
15 自営電気通信設備	電気通信回線設備を設置する電気通信事業者以外の者が設置する電気通信設備であって、端末設備以外のもの
16 消費税相当額	消費税法（昭和63年法律第108号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法（昭和25年法律第226号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額

(通話以外の通信の取扱い)

第5条 本サービスにおいては、通話以外の通信は、利用できません。

(法令に規定する事項)

第6条 本サービスの提供に当たり、法令に定めがある事項はその定めるところによります。

(サービス提供区域)

第7条 本サービスの提供区域は、ワイモバイル通信サービスの提供区域と同一であって、かつ、契約者回線等の当社が別に定める電気通信設備の設置が可能な区域に限ります。

(最低利用期間)

第8条 本契約は、その契約に基づいて当社が本サービスの提供を開始した日から起算して1年を経過することとなる日の属する料金月（1の暦月の起算日（当社が契約ごとに定める毎暦月の一定の日をいいます。以下同じとします。）から次の暦月の起算日の前日までの間をいいます。以下同じとします。）の末日までの間について最低利用期間があります。

(契約の単位)

第9条 当社は、1の契約者回線ごとに1のW-VPN契約（以下「本契約」といいます。）を締結します。この場合、契約者は、1の本契約につき1人に限ります。

(本契約申込の方法)

第10条 本契約の申込みをするときは、当社所定の契約申込書をその本サービスの契約事務を行うサービス取扱所に提出、郵送又は電話網等を経由して送信していただきます。

(本契約申込の承諾)

第11条 当社は、本契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。

2 当社は、前項の規定にかかわらず、通信の取扱上余裕がないときは、その申込みの承諾を延期することがあります。

3 当社は、第1項の規定にかかわらず、次の場合には、その申込みを承諾しないことがあります。

(1) 契約者回線（附隨する設備を含みます。）を設置し又は保守することが技術上著しく困難なとき。

(2) 本契約の申込みをした者が、第35条（利用に係る契約者の義務）の規定に違反するおそれがあるとき。

(3) 本契約の申込みをした者が、料金その他の債務（この規約に規定する本サービスに関する料金又は割増金等の料金以外の債務をいいます。以下同じとします。）の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。

(4) その他当社の業務の遂行上支障があるとき。

(W-VPN番号の登録)

第12条 契約者は、1の本契約ごとに5以上のW-VPN番号（以下「本番号」といいます。）の登録を申し込むものとします。

2 本番号を登録できるPHS契約者回線は、ワイモバイル通信サービス契約約款（PHSサービス編）料金表第1表（料金）第1（基本使用料）2（料金額）2-2のII型に規定するケータイプラン、ウィルコム通信サービス契約約款料金表第1表（料金）第1（基本使用料）2（料金額）2-1（ウィルコム通信に係るもの）の表に規定する料金種別が新定額プラン、新トリプルプラン又はウィルコム3Gサービス契約約款の料金表第1表（料金）第1（基本使用料）2（料金額）の表に規定する料金種別がウィルコムプランWを選択しているものに限ります。

(本サービス利用権の譲渡)

第13条 契約者は、本サービスの提供を受ける権利を譲渡できません。

(契約者の地位の承継)

第14条 相続又は法人の合併若しくは分割により契約者の地位の承継があったときは、相続人又は合併後存続する法人、合併若しくは分割により設立された法人は、当社所定の書面にこれを証明する書類を添えて、速やかにその本サービスの契約事務を行うサービス取扱所に届け出いただきます。

- 2 前項の場合に、地位を承継した者が2人以上あるときは、そのうち1人を当社に対する代表者と定め、これを届け出させていただきます。これを変更したときも同様とします。
- 3 前項の規定による代表者の届出があるまでの間、当社は、その地位を承継した者のうちの1人を代表者として取り扱います。

(契約者の氏名等の変更の届出)

第15条 契約者は、氏名、名称、住所若しくは居所又は請求書の送付先に変更があったときは、そのことを当社が別に定める方法により速やかにその本サービスの契約事務を行うサービス取扱所に通知させていただきます。

- 2 前項の通知があったときは、当社は、その通知のあった事実を証明する書類を提示していただくことがあります。
- 3 契約者が第1項の通知を怠ったときは、当社が本契約に関し契約者の従前の氏名、名称、住所若しくは居所又は請求書の送付先宛に発信した書面は、当該書面不到達の場合においても、通常その到達すべき時に契約者に到達したものとみなします。

(契約者が行う本契約の解除)

第16条 契約者は、本契約を解除しようとするときは、そのことをあらかじめその本サービスの契約事務を行うサービス取扱所に当社が別に定める方法により通知させていただきます。

(当社が行う本契約の解除)

第17条 当社は、次の場合には、本契約を解除することができます。

- (1) 第19条(利用停止)の規定により本サービスの利用を停止された契約者が、なおその事実を解消しないとき。
  - (2) 本番号の登録数が5未満となったとき。
- 2 当社は、契約者が第19条(利用停止)第1項各号の規定のいずれかに該当する場合に、その事実が当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められるときは、前項の規定にかかわらず、本サービスの利用停止をしないでその本契約を解除することができます。
- 3 当社は、前2項の規定により、その本契約を解除しようとするときは、あらかじめ契約者にそのことを通知します。

(利用中止)

第18条 当社は、次の場合には、本サービスの利用を中止することができます。

- (1) 当社の電気通信設備の保守上又は工事上やむを得ないとき。
  - (2) 第20条(通信利用の制限)の規定により、契約者回線の利用を中止するとき。
- 2 当社は、前項の規定により本サービスの利用を中止するときは、あらかじめそのことを契約者に通知します。
- ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

(利用停止)

第19条 当社は、契約者が次のいずれかに該当するときは、6か月以内で当社が定める期間(この規約の規定により支払いを要することとなった料金その他の債務を支払わないときは、その料金その他の債務が支払われるまでの間)、その本サービスの利用を停止することがあります。

- (1) 料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき(支払期日を経過した後、サービス取扱所(料金収納事務を行う当社の事業所に限ります。)以外において支払われた場合であって、当社がその支払いの事実を確認できないときを含みます。以下この条において同じとします。)。
- (2) 本サービスに係る契約の申込みに当たって当社所定の書面に事実に反する記載を行ったことが判明したとき。
- (3) 第15条(契約者の氏名等の変更の届出)の規定に違反したとき、又は同条の規定により届け出たその内容について事実に反することが判明したとき。
- (4) 契約者が当社と契約を締結している若しくは契約を締結していた他の本サービスに係る料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき。
- (5) 契約者がその本サービス(契約者が締結している他の本サービスを含みます。)の利用において第35条(利用に係る契約者の義務)の規定に違反したと当社が認めたとき。

2 当社は、前項の規定により本サービスの利用停止をするときは、あらかじめその理由、利用停止をする日及び期間を契約者に通知します。

ただし、前項各号に規定する事実が当社の業務の遂行上特に著しい支障をあたえると認められる場合であって緊急やむを得ないときは、利用停止後速やかに通知します。

#### (通信利用の制限)

第20条 当社は、通信が著しくふくそうし、通信の全部を接続することができなくなったときは、天災、事変その他の非常事態が発生し又は発生するおそれがある場合の災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信及び公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、通信の利用を中止する措置(特定の地域の契約者回線等への通信を中止する措置を含みます。)を執ることがあります。

#### (通信時間等の制限)

第21条 前条の規定による場合のほか、当社は、通信が著しくふくそうするときは、通信時間又は特定の地域の契約者回線等への通信の利用を制限することができます。

#### (料金)

第22条 本サービスに係る料金は、料金表に規定する基本使用料等(基本使用料又はW-V P N番号利用料をいいます。以下同じとします。)、契約解除手数料及び手続きに関する料金とします。

#### (基本使用料等の支払義務)

第23条 契約者は、料金表において別段の規定がある場合を除き、その契約に基づいて当社が契約者回線の提供を開始した日から起算して、契約の解除があった日の前日について、料金表第1(基本使用料等)に規定する料金の支払いを要します。

2 前項の期間において、利用停止等により本サービスを利用することができない状態が生じ

たときの料金の支払いは、次によります。

- (1) 利用停止があったときは、契約者は、その期間中の料金の支払いを要します。
- (2) 前号の規定によるほか、契約者は、次の場合を除き、本サービスを利用できなかつた期間中の料金の支払いを要します。

区別	支払いを要しない料金
契約者の責めによらない理由によりその本サービスを全く利用することができない状態（当該契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。）が生じた場合に、そのことを当社が認知した時刻から起算して、24時間以上その状態が連續したとき。	そのことを当社が認知した時刻以後の利用できなかつた時間（24時間の倍数である部分に限ります。）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するその本サービスについての料金

3 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。

#### (通話料の支払義務)

第24条 契約者は、契約者回線を経由する通話に係る料金については、支払いを要しません。

#### (契約解除手数料の支払義務)

第25条 契約者は、第8条（最低利用期間）に規定する最低利用期間が終了する前に本契約の解除があったときは、当社がやむを得ないと認める場合を除き、料金表第2（契約解除手数料）に規定する料金の支払いを要します。

#### (手続きに関する料金の支払義務)

第26条 契約者は、本契約の申込み又は本番号の登録その他の請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第3（手続きに関する料金）に規定する料金の支払いを要します。

#### (料金の計算等)

第27条 料金の計算方法及び支払方法は、料金表に定めるところによります。

#### (割増金)

第28条 契約者は、料金の支払いを不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額（消費税相当額を加算しない額とします。）の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金として、当社が指定する期日までに支払っていただきます。

#### (延滞利息)

第29条 契約者は、料金その他の債務（預託金及び延滞利息を除きます。）について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から支払いの日の前日までの間の当社が定める日数について年14.5%の割合で計算して得た額を延滞利息として、当社が指定する期日までに支払っていただきます。

#### (契約者の維持責任)

第30条 契約者は、自営端末設備又は自営電気通信設備を、技術基準に適合するよう維持していただきます。

#### (契約者の切分責任)

第31条 契約者は、自営端末設備又は自営電気通信設備が契約者回線に接続されている場合であって、契約者回線その他当社の電気通信設備を利用することができなくなったときは、その自営端末設備又は自営電気通信設備に故障のないことを確認のうえ、当社に修理の請求をしていただきます。

2 前項の確認に際して、契約者から要請があったときは、当社は、サービス取扱所において当社が別に定める方法により試験を行い、その結果を契約者に通知します。

3 当社は、前項の試験により当社が提供した電気通信設備に故障がないと判定した場合において、契約者の請求により当社の係員を派遣した結果、故障の原因が自営端末設備又は自営電気通信設備にあったときは、契約者にその派遣に要した費用を負担していただきます。この場合において、負担を要する費用の額は、上記の費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

#### (修理又は復旧の順位)

第32条 当社は、当社の設置した電気通信設備が故障し、又は滅失した場合は速やかに修理し、又は復旧するものとします。

ただし、24時間未満の修理又は復旧を保証するものではありません。

2 前項の場合において、当社は、その全部を修理し、又は復旧することができないときは、第18条(通話利用の制限)の規定により優先的に取り扱われる通話を確保するため、同条に規定する機関に係る電気通信設備(同条の規定により当社がそれらの機関との協議により定めたものに限ります。)を優先的に修理し、又は復旧します。

#### (責任の制限)

第33条 当社は、本サービスを提供すべき場合において、当社(当社が当社の提供区間と他の電気通信事業者の提供区間とを合わせて料金を設定している場合は、その電気通信事業者を含みます。)の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、その本サービスが全く利用できない状態(当該契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この条において同じとします。)にあることを当社が認知した時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したときに限り、当該契約者の損害を賠償します。

ただし、他の電気通信事業者がその契約規約の定めるところによりその損害を賠償する場合は、この限りではありません。

2 前項の場合において、当社は、本サービスが全く利用できない状態にあることを当社が認知した時刻以後のその状態が連続した時間(24時間の倍数である部分に限ります。)について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応する当該本サービスに係る料金表第1(基本使用料等)の料金額のア(基本使用料)及びイ(W-VPN番号利用料)に規定する料金の合計額を発生した損害とみなし、その額に限って賠償します。

3 前項の場合において、日数に対応する料金額の算定に当たっては、料金表通則2の規定に準じて取り扱います。

4 第1項の場合において、当社の故意又は重大な過失により本サービスの提供をしなかったときは、前3項の規定は適用しません。

#### (免責)

第34条 当社は、契約者が本サービスの利用に関して損害を被った場合、前条（責任の制限）の規定によるほかは、責任を負いません。

#### (利用に係る契約者の義務)

第35条 契約者は、次のことを守っていただきます。

- (1) 端末設備又は自営電気通信設備を取りはずし、変更し、分解し、若しくは損壊し、又はその設備に線条その他の導体を連絡しないこと。  
ただし、天災、事変その他の事態に際して保護する必要があるとき、又は自営端末設備若しくは自営電気通信設備の接続若しくは保守のため必要があるときは、この限りではありません。
- (2) 故意に契約者回線を保留したまま放置する行為、故意に多数の不完了呼を発生させる等通信のふくそうを生じさせるおそれがある行為その他の通話の伝送交換に妨害を与える行為を行わないこと。
- (3) 当社が業務の遂行上支障がないと認めた場合を除いて、当社が提供している端末設備に他の機械、付加物品等を取り付けないこと。
- (4) 当社が提供している端末設備を善良な管理者の注意をもって保管すること。
- (5) 違法に、又は公序良俗に反する態様で、本サービスを利用しないこと。
- (6) テレメタリング等、著しく通話回数を増加させるおそれがある態様で、本サービスを利用しないこと。

#### (契約者の氏名等情報の授受)

第36条 当社は、電気通信事業者からその契約規約の規定に基づき要請があった場合であってその電気通信事業者の電気通信サービスに係る料金の適用その他その電気通信事業者の業務の遂行上必要があると認めるときは、その電気通信事業者に契約者（その電気通信サービスの利用に係る契約を締結し、又は契約の申込をしている者に限ります。）の氏名、住所及び電話番号等の情報を通知することができます。

2 当社は、本契約と他の電気通信事業者が提供している電気通信サービスの利用に係る契約が関連している場合であってその本サービスに係る料金の適用その他当社の業務の遂行上必要があると認めるときは、その電気通信事業者の契約規約の規定に基づき、その電気通信事業者からその契約を締結している者の氏名、住所及び電話番号等の情報の提供を受けることがあります。料金表

#### 通 則

##### (料金の計算方法等)

- 1 当社は、契約者がその契約に基づき支払う料金のうち、基本使用料等は、料金月の末日（以下「満了日」といいます。）に従って計算します。  
ただし、当社が必要と認めるときは、料金月によらず隨時に計算します。
- 2 当社は、次の場合が生じたときは、基本使用料等をその利用日数に応じて日割りします。
  - (1)料金月の起算日以外の日に契約者回線の提供の開始があったとき。
  - (2)料金月の起算日以外の日に契約の解除があったとき。
  - (3)料金月の起算日に契約者回線の提供を開始し、その日にその契約の解除があったとき。
  - (4)料金月の起算日以外の日に料金コースの変更により定額料金の額が増加又は減少したとき。

この場合、増加又は減少後の月額料金は、その増加又は減少のあった日から適用します。

(5)第23条（基本使用料等の支払義務）第2項第1号の規定又は第2号の表の規定に該当

するとき。

(6) 5の規定により、料金月の起算日の変更があったとき。

3 2の規定による月額料金の日割りは、当該料金月に含まれる日数により行います。この場合、第23条第2項第2号の表に規定する料金の算定に当たっては、その日数計算の単位となる24時間をその開始時刻が属する暦日とみなします。

4 2の(6)の規定による基本使用料等の日割りは、変更後の料金月について行います。

5 当社は、当社の業務遂行上やむを得ない場合は、1に規定する料金月の起算日を変更することがあります。

(端数処理)

6 当社は、料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、この規約において別段の規定がある場合を除き、その端数を切り捨てます。

(料金の支払い)

7 契約者は、料金について、当社が定める期日までに、当社が指定するサービス取扱所又は金融機関等において支払っていただきます。

8 料金は、支払期日の到来する順序に従って支払っていただきます。

(料金の一括後払い)

9 当社は、当社に特別の事情がある場合は、契約者の承諾を得て、2月以上の料金を、当社が指定する期日までに、まとめて支払っていただくことがあります。

(前受金)

10 当社は、料金について、契約者の要請があったときは、当社が別に定める条件に従って、あらかじめ前受金を預かることがあります。

(消費税相当額の加算)

11 規約の規定により、この料金表に係る料金について支払いを要する額は、この料金表に規定する額に消費税相当額を加算した額とします。

(料金の減免)

12 当社は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、規約の規定にかかわらず、臨時にその料金を減免することがあります。

## 第1 基本使用料等

### 料金額

#### ア 基本使用料

1 契約者回線ごとに月額

契約者回線の区別	料金額
B R I 回線	5,000 円 (税抜)
P R I 回線	30,000 円 (税抜)

#### イ W—V P N番号利用料

1 W—V P N番号ごとに月額	300 円 (税抜)
------------------	------------

## 第2 契約解除手数料

1 契約ごとに、本契約の解除を行った日（最低利用期間内に限ります。）の属する料金月から満了日の属する料金月までの間の月数に第1（基本使用料）のア（基本使用料）に規定する料金額を乗じて得た額の契約解除手数料の支払いを要します。

## 第3 手続きに関する料金

### 1 適用

当社は、2（料金額）の規定にかかわらず、事務処理の態様等を勘案して、別に定めるところにより、手続きに関する料金の適用を除外し、又はその額を減額して適用することがあります。

### 2 料金額

料 金 種 別	単 位	料 金 額
契約者回線設置等手数料	B R I 回線	1 契約者回線ごとに 10,000 円 (税抜)
	P R I 回線	60,000 円 (税抜)
契約者回線撤去等手数料 ※	1 契約者回線ごとに	200,000 円 (税抜)
W—V P N番号登録等手数料	1 登録ごとに	1,000 円 (税抜)
延滞事務手数料	1 催告ごとに	300 円 (税抜)

※ 契約者回線撤去等手数料は、P R I 回線についてのみ適用するものとします。

附 則

(実施時期)

1 この改正規定は、平成 29 年 7 月 1 日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定の際現に、提供を受けている料金その他の提供条件については、なお従前のとおりとります。